

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和3年6月15日（火）

開 会（午前9時0分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（委員あいさつ）

（席次の決定）

【議 事】

○議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（所沢市税条例の一部を改正する条例）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第48号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○議案第51号「所沢市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

どういうところに押印しているのか。

近藤市民税課
長

押印を求める箇所については、審査の申立人が提出する審査申出書、口述書、事務局で作成する議事調書などです。

平井委員

今回は、固定資産評価審査委員会条例の一部だが、国のほうでもいろいろな押印をなくしているが、この他に予想される押印が消せるものはあるか。

近藤市民税課
長

全庁的に押印省略、廃止について見直しはかなり進んでいる状況です。今回は条例改正ということで議案という形で上げさせていただきましたが、押印を求める根拠は条例よりも規則で定められているものが多く、今回は条例で定められている数少ない中のこの固定資産評価審査委員会の押印の省略ということで条例改正のほうで上げさせていただきました。

平井委員

条例でもって、昔はこのように押印というのはなかったということで、これは割と数少ないうちの1つであるという理解でよいか。

近藤市民税課
長

条例で定めているものは少ないということです。

中村委員

以前、押印の省略というか、しなくてよいように見直したことが多分あったと思う。かつて、住民票を取るときも判こが必要だった時期というのがあったと思う。結構、全庁的な見直しの中でなくなってきた経緯があるかと思うが、その際になぜなくて今回やることになったのか。

近藤市民税課
長

押印省略の背景がありまして、国からの文書により行政手続のデジタル化、あるいはオンライン化を国が進めております。デジタル庁の発足などの動きがあり、これまでの対面で手続をすとか、書面じゃないと駄目だという縛りが、デジタル化を推進するに当たってそういったものが障害になっていたため、押印や署名を見直すようにというような文書が国から発せられたので、条例改正をお願いするものです。

中村委員

それは今回条例改正する理由であって、なぜ前にやらなかったのかと思う。今回の理由はよく出てくる話なのでよく分かるが、以前の見直しの時になぜ残したのかというところである。条例で規定をしているので、恐らく上の法律があってそれを踏襲しているのではなく、自分達でできるはずだったんだけど、ここは残して、例えば住民票を取るとき押印をなくし

たわけで、なぜそこは残ったのか。

近藤市民税課
長

一つには、この条例の規範法である行政不服審査法施行令において、令和3年2月に改正が行われ、審査請求書の押印が省略された経緯があります。そういったことも含め、このタイミングで条例の改正をお願いしているものです。

中村委員

それは分かっている。なぜ前は残したのかという話である。前はこれを押印省略にしなかったんだけれども、今回は押印省略にしたのか。前に押印省略にならなかった理由というのは何かあったのかという話である。

当麻財務部次
長

以前に住民票等の押印を省略した時のことは、今、承知しておりませんが、例えば住民票や課税証明書、納税証明書といった比較的重要な申請は相前から押印は省略になったと記憶しています。逆に、要綱などで定めているちょっとした申請書には押印が残っているわけですが、今回はたまたま条例だから議会に出ましたけれども、何百という申請書が規則とか要綱で定められていて、それは納税証明書などと違い、依然として押印欄はありました。住民票や課税証明書の押印を廃止したのが限定的だったのではないかと推測しているところです。

中村委員

多分、住民サービスに身近なところで市民に負担をかけるということ

すごく意識していて、今回のケースはそういうものでもないから住民サービスという観点からはそれほど影響がないので見直さず残っていたのかなと思っていて、かつて見直しをした時というのは住民の皆さんに負担をかけないようにというような事情があって、今回は国からの通知もあったとうことで見直したのかなと思うが、そうじゃないということか。

当麻財務次長

単なる慣習で押印を求めていると見受けられるような申請書も現存している状況ですので、今回、要綱改正、規則改正もしているのですが、条例で定めているというこのレアケースは、今回審査をお願いしております。

中村委員

他に、今回、見直しに当たって、財務部所管で構わないが、何か押印廃止というものを、規則以下のところで規定されているものについて見直したのか。

近藤市民税課
長

規則の改正で行ったものについては、主なものとして、市県民税申告書、地方税法施行規則の改正です。退職所得申告書、こちらも地方税法施行規則です。市税減免申請書が、市税条例施行規則です。納税管理人申告書、こちらも市税条例施行規則の改正です。

平井委員

後で資料をいただきたい。

亀山委員長

ただ今、平井委員より御発言のありました資料については、後ほど提出を求めることでよろしいか。

(委員了承)

福原委員

そもそも論で恐縮だが、押印、捺印とか、言葉があると思うが、違いというのは何か。

近藤市民税課
長

簡単に言ってしまうと、印鑑を押すという行為ですので、呼び方はいろいろありますが、明らかな違いというものは恐らくないと思います。通常、一般的には押印という言葉を使っております。

福原委員

市の都合というか、それぞれの決め事をする立場の方によって、名前が変わるということか。押す行為自体は変わらないけれど、例えば申請書は押印だが、他の書類で角印の場合は捺印だとか。

近藤市民税課
長

資料がないのではっきりしたことは分かりませんが、印を押すという行為に対して押印とか捺印という言葉があるので、使い分けが恐らくあるかと思いますが、申請書関係は押印という言葉を使っております。

福原委員

市民が申請する時に様々な書類がある。また庁内でのやり取りのためにあるものがある。その中で、押印をするという行為が残っているものはあるのか。すべてなくなると考えてよいのか。

近藤市民税課
長

押印省略の全庁的な部分については、経営企画部で全庁を取りまとめた作業を行っているところです。全庁的な部分については把握しておりません。

林財務部長

よく使う表現で、三文判とかシャチハタなど誰でも押せるような本人確認の意味がないようなものについては、なくしていくという方向であり、その人でなければいけないというような印鑑証明の印鑑や、その人であることを証明しなくてはならないようなものについては、今後も残っていくという形になるかと思えます。そういうすみ分けを今、しているというところではあります。

福原委員

市民の方が来庁した時に、一番多いのが窓口業務で住民票とか謄本とか、そういう時に申請書に捺印、押印しているかと思うが、それもなくなるのか。

近藤市民税課
長

そのとおりです。

島田委員

結局、押印がいらなくなるというわけだが、今の部長の話で署名するという行為が残るとなると、署名して判を押すだけだったら省力化の部分はあまりないわけで、今回も国の方針で判を押すということをなくしてデジタル化を進める中で、今回、結局署名しないといけないために登庁しなくてはならないという話も出てくると思う。その辺の押印をしなくなることによつての省力化というのか、その辺のメリット、今ちょっと三文判とのすみ分けみたいな話になったが、そのあたりの説明を願いたい。

近藤市民税課
長

今回の押印を不要とする改正についてですが、審査人が提出する審査申出書及び口述書については押印省略、署名も省略で記名形式に変わりました。ただし、議事調書については、押印は省略しますが署名は残すといった改正になります。

島田委員

そうすると、残るものと残らないものと分けていくわけだが、どれだけ押印をしないで済むことによるメリットというか、その辺はどのようにお考えか。

近藤市民税課
長

押印あるいは署名を省略することにより、来庁しないで電子的に申請書が提出できるデジタル申請ができるようになり、よつてそこで対面する必要がなくなるというメリットがあります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第51号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第52号「所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

議場での議案質疑で対象が外国籍のという話があった。控除対象扶養親族を除くを、年齢16歳未満の者に限るに変わるという意味が分からない。詳細に説明を願いたい。

近藤市民税課
長

国外に居住している親族を扶養している人は日本に居て、被扶養者が国外に居るケースで、そうした場合、今まで扶養に入れるか入れないか所得によって幾ら以上だと扶養に入れないという判定をするのですが、国内での所得しか把握ができないので、国外で一定の収入があっても、国内で収入がなければ扶養に取れたというところが課題でした。その辺の条件を厳格化するという意味で、単純に年齢で30歳から70歳未満の方については、通常であれば稼ぎがあるであろうということで、扶養からは外すという内容です。

平井委員

日本だと18歳未満とすることが普通かなと思ったので、16歳とした意味が分からない。16歳以下だったら仕事をしていないだろうという理解でよいのか。

近藤市民税課

児童手当の支給が16歳以下になっておりまして、そちらの方の支給が

長

ありますから、税制上で扶養控除が受けられないという仕組みです。

なお、この改正は16歳がどうという改正ではなく、30歳から69歳までを外しますという改正です。

林財務部長

平井委員の質疑の中で、議場で外国籍のという説明があったとおっしゃいましたが、国外居住のということです。外国籍とは申し上げておりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第52号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第57号「所沢市庁舎自動昇降機改修工事請負契約締結について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

庁舎内のエレベーターを直すということで、エレベーターがすごくゆっくりであるが、この速度というのは相変わらずゆっくりのままなのか。普通になるのか。

浅見管財課長

低層棟のエレベーターについては、一番上が4階であり、主に使われるのは1階から3階までということになりますので、走るスピードは基本的に変わらないと思います。ただ、今は油圧式という形ですが、高層棟と同じロープ式に変えますので、スムーズさは大きく変わると思います。お乗りになっていただいた印象というか、体感的にはスムーズさということでは向上するというふうに思っております。

平井委員

庁舎ができたときに議員になったので、32、3年経っているのだが、エレベーターの耐用年数というのはあるのか。

浅見管財課長

一般的に20年から25年程度です。

平井委員

耐用年数が過ぎているが、今までは修理等で保ってきたということか。

浅見管財課長

そのとおりです。丁寧にメンテナンスしておりますので、これまで現実に大きなトラブルというのはないのですが、これから部品もなくなってしまふということもありますので、ここで改修させていただきたいということです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第57号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前9時25分）

（休憩中に協議会を開催）

再開（午前9時29分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前9時30分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和3年第2回（6月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について